

令和7年1月15日

居宅サービス事業所の管理者様
介護予防サービス事業所の管理者様
地域密着型サービス事業所の管理者様
介護予防・日常生活支援総合事業
第1号事業者の管理者様

胎内市福祉介護課長

介護保険事業者指定関係手続のオンライン化について(通知)

厳寒の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、当市の介護保険制度の推進にご尽力をいただき厚くお礼申し上げます。

令和6年4月に施行された介護保険法施行規則の改正により、介護保険事業者の文書に係る事務負担の軽減のため、指定申請等の手続きは、厚生労働省の「電子申請届出システム」により提出することが原則化されました。

胎内市では、令和7年10月より、介護保険事業者指定に関する手続きをオンライン化することとしました。令和7年10月以降、胎内市へ提出する申請及び届出については、下記の事項にご留意いただき、電子申請届出システムにより提出いただきますようお願いいたします。

なお、「電子申請届出システム」を使用するには、「G ビズ ID」の取得が必要となりますので、各事業所で準備が整い次第、電子申請届出システムでの提出をお願いいたします。

記

1 受付可能な電子申請・届出の種類

- ・新規指定申請(事前の相談が必要です。)
- ・指定更新申請
- ・変更届出
- ・再開届出、廃止・休止届出
- ・介護給付費算定に係る体制届出(加算届出)
- ・介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制届出(加算届出)

2 利用方法について

(1)G ビズ取得について

電子申請届出システムの利用にあたっては、G ビズ ID(プライムかメンバー)が必要です。G ビズ ID(エントリー)は利用できません。ID を持っていない法人はアカウントを作成してください。

G ビズ ID | Home

<https://www.digital.go.jp/policies/gbizid>

新潟県ホームページ「介護事業者指定手続きのオンライン化について」

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kourei/kaigodenshi.html>

(2) 電子申請届出システム

以下の URL からアクセスしてください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

ログイン画面右上の「ヘルプ」に、操作マニュアルと G ビズ ID の運用に関する資料が掲載されています。

(3) 電子申請にあたっての注意事項

- ・電子申請の場合、提出が完了したことはシステムからメールでお知らせします。必要な場合は当該メールを保存してください。
- ・申請内容の審査を行い、差戻し(不受理)になる場合、または補正が必要な場合は連絡いたします。
- ・システムのメンテナンスのため電子申請が利用できない場合があります。

3 手数料の納付について

地域密着型サービス・指定居宅介護支援の新規申請、指定更新申請にかかる手数料の納付については、今までと同じく市が発行する納入通知書により、指定の金融機関で納付をお願いします。

4 その他

インターネットが利用できない等のやむを得ない事情がある場合は、ご相談ください。

<担当>

地域密着型サービス事業所・居宅介護支援事業所の指定申請

胎内市 福祉介護課 介護保険係(内線 1152・1153)

介護予防・生活支援サービス事業所の指定申請

胎内市 福祉介護課 健康長寿推進係(内線 1134)

TEL 0254-43-6111(代表)

<共通> 介護保険事業者電子申請専用メールアドレス

fukushikaigo@city.tainai.lg.jp